

高知県公安委員会告示生企第17号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年8月24日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

別表のとおり

別表

申請者	遊技機の種類、型式名及び検定番号	検定の有効期間
愛知県名古屋市中川区中京南通三丁目 22番地 株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島 隆寛	ぱちんこ遊技機 Pリアル鬼ごっこ2V1B 1P0705	告示の日 から3年 間
東京都江東区有明三丁目7番26号 有 明フロンティアビルA棟 株式会社ミズホ 代表取締役 海老原 信夫	回胴式遊技機 S / タブー・タトゥー / LL 1S0640	告示の日 から3年 間
東京都品川区西品川一丁目1番1号 住友不動産大崎ガーデンタワー 株式会社ロデオ 代表取締役 糸田 貴司	回胴式遊技機 S ANEMONE FF 1S0790	告示の日 から3年 間
東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号 株式会社ビスティ 代表取締役 尼子 勝紀	ぱちんこ遊技機 P新世紀エヴァンゲリオン15 未来への 咆哮 1P0653	告示の日 から3年 間
愛知県北名古屋市沖村西ノ川1番地 株式会社大一商会 代表取締役 市原 高明	ぱちんこ遊技機 P天才バカボン6FN-F 110039	告示の日 から3年 間
大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番 4号 株式会社藤商事 代表取締役 井上 孝司	回胴式遊技機 Sリング 運命の秒刻FL 1S0477	告示の日 から3年 間